

機能強化計画の進捗状況（要約）【地域銀行版】

（別紙様式3）

1. 15年4月から9月までの全体的な進捗状況及びそれに対する評価

- ・従来からの取組み事項も含めて、体制や仕組の整備を中心にスケジュールに沿って進め、「リレーションシップバンキングの機能強化計画」における基盤部分を構築した段階であると認識しており、15年下期以降は、この基盤を十分に活用し成果及び効果を具現化すべく、各項目に対してより積極的に取り組んでいく方針。
- ・16年度から新たにスタートする中期経営計画は、本機能強化計画を羅針盤と位置づけ、リレーションシップバンキングの考え方をベースに策定作業進行中である。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 (15年4～9月)	備考(計画の詳細)
		15年度	16年度		
・中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等 融資審査態勢の強化	1. 現状の5業種以外に、業種を追加する必要がないかどうかについて、定期的な検討の実施。 2. 各業種別の与信動向分析及び定期的な経営陣への報告実施。	1. 追加業種等の検討についてリスク管理委員会・信用リスク専門委員会での四半期毎の検討実施。 2. 業種別与信動向分析の半期毎の実施。 3. 「重点与信管理先制度」における具体的管理手法策定及び四半期程度毎の常務会報告実施。	平成15年度と同様に取組み。	・業種別審査体制を導入し、建設・不動産業専担者（審査役1名、調査役1名）を配置（4月）。 ・同専担者により業界動向、当行取引先における信用格付分布状況、主要取引先の状況等について常務会報告実施（6月）。 ・「重点与信管理先」対象先に係る具体的管理基準制定（9月）。	
(2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	1. 行内研修 - 融資営業力強化研修実施 2. 行外研修 - 地銀協「目利き研修」対応講座への派遣。 3. 通信講座 - 地銀協「目利き研修」対応講座等の推奨。	1. 融資営業力強化研修 - 上期・下期に各1回実施 2. 地銀協講座「企業取引開発研究」「企業価値研究」「営業店役員者講座」への派遣実施	15年度と同様に実施。	・融資営業力強化研修1回実施（6/9～10、9/2の3日間、25名参加）。 ・地銀協主催通信講座「創業・新事業支援（目利き）コース」等の目利き対応通信講座354名申込（下期受講開始）。 ・地銀協通信講座「法人営業スキルアップコース」を4名、「中小企業融資判断力レベルアップコース」を6名受講中。	
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	1. 「産官学交流会」、「産学官連携支援サピス」「産業クラスターサポート金融会議」への推進強化、関係機関との連携強化を目的とした営業統括部営業支援グループ及び宮銀ベンチャーキャピタルの態勢強化検討。 2. 知的財産権・技術評価への金融支援面でのノウハウ構築への取組みの具体策検討。 3. 宮崎大学地域共同センター、(株)みや	1. 「産業クラスターサポート金融会議」参加。 2. (株)みやざきTLO設立参加 3. 営業統括部営業支援グループ、宮銀ベンチャーキャピタルの態勢強化検討。 4. 日本政策投資銀行との連携取組み策検討。 5. 知的財産権・技術評価への金融支援面でのノウハウ構築	1. 日本政策投資銀行との連携取組み。 2. 知的財産権・技術評価へのノウハウ構築の具体策検討。 3. (財)宮崎銀行ふるさと振興基金の助成事業継続実施。	・「産業クラスターサポート金融会議」第1回参加（6/3）。 ・(株)みやざきTLOの設立（4月）に参加、出資協力。 ・(株)宮銀ベンチャーキャピタルの要員1名増員（7月）。 ・連携強化を目的として日本政策投資銀行、商工中金との情報交換実施。 ・(財)宮崎銀行ふるさと振興基金助成先の推薦募集開始。	

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 (15年4～9月)	備考(計画の詳細)
		15年度	16年度		
	ざきTLO、宮崎県産業支援財団、日本政策投資銀行との連携強化。	の方向性等検討。 6.(財)宮崎銀行ふるさと振興基金の助成事業継続実施。			
(4)ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調融資等連携強化	1.営業統括部営業支援グループ、(株)宮銀ベンチャーキャピタルの態勢強化検討。 2.日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫との情報共有連携強化を図る。	1.営業統括部、宮銀ベンチャーキャピタルの体制強化検討。 2.日本政策投資銀行等との連携取組み策検討。	1.日本政策投資銀行等との連携取組み策実施。	・(株)宮銀ベンチャーキャピタルの要員1名増員(7月)。 ・日本政策投資銀行、商工中金、中小公庫との情報交換実施。	
(5)中小企業支援センターの活用	1.地域中小企業支援センター開催のセミナー、講習会等について、営業店を通じた当行顧客への広報協力。 2.(財)宮崎県産業支援財団との情報交換会実施。 3.地域中小企業支援センターとの情報交換等の実施。	1.地域中小企業支援センターとの情報交換。 2.情報交換を通じて、中小企業の創業、経営革新策の具体的検討。	1.15年度中の活動を踏まえ、連携策実施。	・宮崎商工会議所との情報交換実施。 ・宮崎県産業支援財団主催セミナー等について、取引先への案内実施。	
2.取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1)経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	1.情報支援・コンサル業務強化を目的とした営業統括部営業支援グループや(株)宮銀ベンチャーキャピタルの態勢強化検討。 2.営業店へのインターネット端末設置推進により、企業との情報格差を解消し情報感度の向上を図る。 3.コンサルティング業務について、外部連携の拡大検討、力への蓄積実施。	1.営業統括部支援グループ、(株)宮銀ベンチャーキャピタルの態勢強化検討。 2.「みやぎんびじねット」への新規加入促進。 3.営業店へのインターネット端末設置推進。 4.コンサル業務に関する外部提携拡大の検討。	1.「みやぎんびじねット」による主体的な情報発信実施。 2.ビジネスマッチング等の情報提供スキームの定着化。	・(株)宮銀ベンチャーキャピタルの要員1名増員(9月)。 ・旧会員組織から「みやぎんびじねット」への移行完了(9月) ・インターネット端末設置店決定(15年下期に設置)。 ・(株)日本M&Aセンターと業務提携(4月)。	
(3)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	(別紙様式3-2及び3-3参照)				

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 (15年4～9月)	備考(計画の詳細)
		15年度	16年度		
(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	1. 行内研修 - 融資営業力強化研修、経営支援・企業再生支援研修の実施。 2. 行外研修 - 地銀協「中小企業経営支援講座」への派遣(期中1名)。 3. 通信講座 - 地銀協「経営支援スキルアップコース」等の推奨。	1. 融資営業力強化研修 - 上期・下期に各1回実施 それぞれ25名参加 2. 経営支援・企業再生支援研修 - 下期より半期毎に各1回実施、それぞれ25名参加。 3. 地銀協講座「中小企業経営支援講座」への派遣実施。	15年度と同様に実施。	・融資営業力強化研修1回実施(6/9～10、9/2の3日間、25名参加)。 ・中小企業大学校2名派遣中。 ・地銀協主催通信講座「経営支援スキルアップコース」等、中小企業経営支援関連講座93名申込。下期より受講開始。	
(5) 「地域金融人材育成プログラム開発プログラム」等への協力	1. 宮崎県における「地域金融人材育成プログラム」に関する情報収集を行ないながら、具体的な協力要請に対する取組み策を検討する。	1. 「地域金融人材育成プログラム」に関するプロジェクトの進捗状況に関する情報収集を行なう。	1. 地元大学や自治体による同プログラムを利用した「中小企業CFO」育成事業が実施された際には、積極的に協力	・「地域金融人材育成プログラム」について九州経済産業局にヒアリング実施。 ・九州大学ビジネススクールで実施中のプログラムの進捗に関して情報収集実施。	
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み					
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	1. 検討の対象先の選定 (1) 当行における問題先管理制度の対象先(CFSグループ)担当先、元気復活作戦対象先、重点与信管理先)のうち、業況低迷の主因が過剰債務にあり、これを抜本的に解消しない限り再生はありえないという過剰債務企業を検討の対象先とする。 (2) 審査部による毎期ごとの問題先管理制度の対象先見直しにおいて、過剰債務企業を抽出し「早期事業再生検討先」とする。 2. 実施の具体的方法 (1) 「早期事業再生検討先」について実施の有効性、必要性、採用する手法を審査部において検討の上、経営陣へ報告する。 (2) いずれかの手法による再生チームの実施に踏み切る場合には、常務会等の経営陣の決裁による。	1. 「重点与信管理先制度」の報告基準制定。 2. 各問題先管理制度の対象先見直し。 3. 早期事業再生の実施に関する検討基準の制定と運用開始。	1. 基準による運用。	・報告基準を含む「重点与信管理先制度」の具体的管理基準制定(9月)。 ・15年上期におけるCFS対象先、元気復活作戦対象先、重点与信管理先の対象先洗い替え実施(4月、5月)。	

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 (15年4～9月)	備考(計画の詳細)
		15年度	16年度		
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	<p>1. 宮崎県主導により組成される「宮崎県中小企業等支援ファンド」に積極的に参加する。</p> <p>2. 同ファンドの管理運営を当行関連企業「宮銀ベンチャーキャピタル」が引受け。</p>	<p>1. 「宮崎県中小企業等支援ファンド」参加の具体的検討。</p> <p>2. 投資可能企業の選定。</p> <p>3. 下期以降、投資可能企業の推薦、投資決定企業の再生支援を実施。</p>	15年度と同様に取組む。	<p>・「宮崎県中小企業等支援ファンド」設立調印(9月)。運営に関して、(株)宮銀ベンチャーキャピタルが参加。</p>	
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	<p>1. 検討の対象先の選定 (1) 当行における問題先管理制度の対象先(CFSグループ担当先、元気復活作戦対象先、重点与信管理先)のうち、業況低迷の主因が過剰債務にあり、これを抜本的に解消しない限り再生はありえないという過剰債務企業を検討の対象先とする。 (2) 審査部による每期ごとの問題先管理制度の対象先見直しにおいて、過剰債務企業を抽出し「早期事業再生検討先」とする。</p> <p>2. 実施の具体的方法 (1) 「早期事業再生検討先」について実施の有効性、必要性、採用する手法を審査部において検討の上、経営陣へ報告する。 (2) いずれかの手法による再生スキームの実施に踏み切る場合には、常務会等の経営陣の決裁による。</p>	<p>1. 「重点与信管理先制度」の報告基準制定。</p> <p>2. 各問題先管理制度の対象先見直し。</p> <p>3. 早期事業再生の実施に関する検討基準の制定と運用開始。</p>	1. 基準による運用。	<p>・報告基準を含む「重点与信管理先制度」の具体的管理基準制定(9月)。</p> <p>・15年上期におけるCFS対象先、元気復活作戦対象先、重点与信管理先の対象先洗い替え実施(4月、5月)。</p>	
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用	<p>1. 検討の対象先の選定 (1) 当行における問題先管理制度の対象先(CFSグループ担当先、元気復活作戦対象先、重点与信管理先)のうち、過剰債務に陥っているがキャッシュフローのある破綻懸念先を検討の対象とする。 (2) 審査部による每期ごとの問題先管理制度の対象先見直しにおいて、過剰債務企業を抽出し「早期事業再生検討先」とし、うちキャッシュフローのある破</p>	<p>1. 「重点与信管理先制度」の報告基準制定。</p> <p>2. 各問題先管理制度の対象先見直し。</p> <p>3. 早期事業再生の実施に関する検討基準の制定と運用開始。</p>	1. 基準による運用。	<p>・報告基準を含む「重点与信管理先制度」の具体的管理基準制定(9月)。</p> <p>・15年上期におけるCFS対象先、元気復活作戦対象先、重点与信管理先の対象先洗い替え実施(4月、5月)。</p>	

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 (15年4～9月)	備考(計画の詳細)
		15年度	16年度		
	<p>綻懸念先をRCC信託機能活用の検討の対象とする。</p> <p>2. 実施の具体的方法</p> <p>(1)「早期事業再生検討先」のうち、キャッシュフローのある破綻懸念先については、RCC信託機能活用の有効性、必要性を審査部にて検討し、経営陣へ報告する。</p> <p>(2)検討・報告の結果、有効性、必要性が認められる場合は事前にRCCとの協議を行ない、実施に踏み切る場合には、常務会等の経営陣の決裁による。</p>				
(5) 産業再生機構の活用	<p>1. 検討の対象先の選定</p> <p>(1) 当行における問題先管理制度の対象先(CFSグループ担当先、元気復活作戦対象先、重点与信管理先)のうち過剰債務に陥っている大口の要管理先以下を検討の対象とする。</p> <p>(2) 審査部による毎期ごとの問題先管理制度の対象先見直しにおいて過剰債務企業を抽出し「早期事業再生検討先」とし、うち要管理先以下で与信額10億円以上の先を検討の対象とする</p> <p>2. 実施の具体的方法</p> <p>(1)「早期事業再生検討先」のうち、要管理先以下で与信額10億円以上の先については、産業再生機構の活用の有効性、必要性を審査部にて検討の上、その結果を経営陣へ報告する</p> <p>(2)検討・報告の結果、有効性、必要性が認められる場合は、事前に産業再生機構との協議を行ない、実施に踏み切る場合は、常務会等の経営陣による決裁に基づくものとする。</p>	<p>1. 「重点与信管理先制度」の報告基準制定。</p> <p>2. 各問題先管理制度の対象先見直し。</p> <p>3. 早期事業再生の実施に関する検討基準の制定と運用開始。</p>	1. 基準による運用。	<p>・報告基準を含む「重点与信管理先制度」の具体的管理基準制定(9月)。</p> <p>・15年上期におけるCFS対象先、元気復活作戦対象先、重点与信管理先の対象先洗い替え実施(4月、5月)。</p>	
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	<p>1. 個別案件の窓口を審査部とする。</p> <p>2. 同協議会による「第二次段階の支援</p>	1. 連絡態勢、個別案件についての協議態勢について同協	15年度と同様に取組み。	<p>・県中小企業再生支援協議会の窓口専門家と協議を行ない、審査部CFSグループを窓口として連携、協力を行</p>	

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 (15年4～9月)	備考(計画の詳細)
		15年度	16年度		
	<p>対象先」が当行取引先で「企業財務支援グループ」の担当先である場合には、既に作成済みの経営改善計画書と同協議会への支援要請内容との整合性を確認の上、改めて対応方針を協議の上、経営陣へ報告を行ない、支援方針を決定する。</p> <p>3. 同協議会による「第二次段階の支援対象先」が当行取引先で「企業財務支援グループ」の担当先でない場合は、原則として担当先に追加することとし対応方針を協議の上、経営陣へ報告を行ない、支援方針を決定する。</p> <p>4. 「企業財務支援グループ」及び「元気復活作戦」の対象先のうち、経営改善計画の作成・遂行にあたり、当行支援に加え、同協議会の「個別支援チーム」による専門的知識が必要と認められる先は個別に同協議会と協議実施。</p> <p>5. 同協議会支援対象先について、「個別支援チーム」への参加等支援要請があった場合には、対応方針を協議の上、経営陣へ報告を行ない、必要に応じ経営陣の決裁を得た上で対応する。</p> <p>6. 同協議会支援対象先について、支援にあたっての協議会との連携の状況等について経営陣へ定例報告する。</p>	<p>議会の「窓口専門家」と協議</p> <p>2. 同協議会の支援対象先に対する支援、協議会への協力実施。</p>		<p>なっていくことを確認(8月)。</p> <p>・CFSグループ対象先で同協議会の支援対象先が既に2先あり、連携をとりながら経営支援を実施中(うち1先について経営改善計画を策定済み)。</p>	
(7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	<p>1. 行内研修 - 企業再生支援研修実施</p> <p>2. 行外研修 - 地銀協「企業再生支援実務講座」派遣(期中2名)。</p> <p>3. 通信講座 - 地銀協「中小企業再生コース」等の推奨。</p>	<p>1. 企業再生支援研修実施 - 上期実施済み、25名</p> <p>2. 経営支援・企業再生支援研修 - 下期実施、25名</p> <p>3. 企業再生支援人材育成研修 - 下期2名</p>	<p>1. 経営支援・企業再生支援研修 - 半期毎に各1回実施 それぞれ25名参加</p> <p>2. 経営支援・企業再生支援研修 - 半期毎に各1回実施 それぞれ25名参加</p> <p>3. 企業再生支援人材育成研修 - 半期毎1回、各回2名</p>	<p>・企業再生支援研修実施(融資担当者・役席者26名参加)</p> <p>・地銀協主催通信講座「中小企業再生支援コース」について、294名申込。下期より受講開始。</p>	

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 (15年4～9月)	備考(計画の詳細)
		15年度	16年度		
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1) 担保・保証へ過度に依存しない融資の促進等第三者保証の利用のあり方	<ol style="list-style-type: none"> ローンレビューの徹底 「重点与信管理先制度」の対象先に対する管理基準制定、運用開始。 財務制限条項 一般融資への導入の可否等について検討。 スコアリングモデルの活用 関係部ワーキングによる検討実施。 第三者保証人の利用について 実態調査結果の営業店還元等により過度な運用の自粛について周知徹底を図る。 	<ol style="list-style-type: none"> 「重点与信管理先制度」対象先の具体的管理基準制定。 担保や第三者保証人に係る実態調査の結果の営業店還元と周知徹底。 スコアリングモデル導入、商品化、推進態勢等についての方向性再検討。 財務制限条項の一般融資への導入可否等についての協議・決定。 	15年度の取組みを継続。	<ul style="list-style-type: none"> 報告基準を含む「重点与信管理先制度」の具体的管理基準制定(9月)。 財務制限条項について、新たな融資形態の制度化(一括ファクタリング等)において適用検討を実施しているが、一般融資への導入については現状具体化の予定無し。 スコアリングモデル導入等について情報収集実施中。 担保や第三者保証人に係る実態調査実施(7月)、運用は過度なものとはなっていないと認識している。 	
(3) 証券化等の取組み	<ol style="list-style-type: none"> 貸出債権等に係る証券化市場が十分発展していない現状においては、具体的取組策に限界があるが、将来の取組に向けて力積の蓄積等環境整備を行なう。 銀行保証付私募債の商品化・引受の実施。 地方公共団体におけるミニ公募債の発行・引受実施。 	<ol style="list-style-type: none"> 銀行保証付私募債の商品化実施、引受けの推進。 地公体ミニ公募債の発行・引受内容調整、システム及び事務システム整備。 	<ol style="list-style-type: none"> 地公体のミニ公募債及びCDO等の発行・引受けに係る調査実施。 各種資金調達手法取組み体制の検討・整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行保証付私募債商品化(8月)、実績2件。 宮崎市ミニ公募債(ア化債)発行引受に関して、行内システム、システム等調整。 発行総額 ~ 15億円(うち当行引受分10億円) 発行予定日 ~ 平成15年12月5日 	
(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	1. スコアリングモデル導入を前提にTKC提携ローン商品化の検討実施。	<ol style="list-style-type: none"> TKCとの具体的協議実施。 スコアリングモデル導入検討のワーキングで検討。 	1. 商品化、販売推進。	TKCとの協議実施。スコアリングモデル導入を前提に下期に本格検討開始。	
(5) 信用リスクデータの整備・充実及びその活用	1. 地銀協共同データの質の向上 地銀協共同データのレベルアップについて、平成15年4月より(株)金融工学研究所とみずほ第一フィナンシャルテクノロジー(株)がコンサルティングを開始しており当行もデータ提供等により協力中。最終的には、新BIS規制の内部格付手法のデータとして認められる段階までの精度向上を目指す。	1. 地銀協共同データのコンサルティングに対して、データ作成提供。	1. 地銀協信用リスク共同データのコンサルティング完了予定。当行信用格付との紐付けを行ない、地銀協データの信用リスク量の算出を開始。	地銀協共同データのコンサルティングのためのデータ作成終了	

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 (15年4～9月)	備考(計画の詳細)
		15年度	16年度		
	<p>2. 暫定的に使用している帝国データバンクに代えて、地銀協共同データバンクによる計量結果を使用することにより、ポートフォリオ分析、ブラッキング、営業店業績評価等の精度も向上する。</p> <p>3. 統合的リスクマネジメントの観点から、自己資本の範囲内に信用リスクを含めた各種リスクをコントロールする。 具体的には信用VaRの限度額等の設定を検討する。</p>				
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	<p>1. 住宅ローン用金銭消費貸借契約証書等の改定実施。</p> <p>2. 事務ガイドラインに則した顧客説明態勢に関するマニュアル作成。</p> <p>3. 研修の実施。</p>	<p>1. 住宅ローン用金銭消費貸借契約証書等の改定。</p> <p>2. 顧客説明態勢に関するマニュアル作成。</p>	<p>1. 階層別研修の実施。</p>	<p>・ローン関連特約書について内容説明確認欄等の改定実施。</p> <p>・住宅ローン用金銭消費貸借契約証書等について改定準備実施(15年下期に改定実施)。</p> <p>・顧客説明態勢に関するマニュアル策定の協議開始。(15年下期に策定)。</p>	
(3) 相談・苦情処理体制の強化	<p>1. 「銀行よろず相談所」との連携・協力。</p> <p>2. 行内LANによる主な苦情例の紹介による再発防止。</p> <p>3. 地域金融円滑化会議への参加と行内の「苦情対応協議会」への意見・情報の反映と活用。</p>	<p>1. 「銀行よろず相談所」との連携。</p> <p>2. 行内LANによる苦情例紹介。</p> <p>3. 地域金融円滑化会議参加及び行内態勢整備へ反映。</p>	<p>1. 15年度と同様に取組み。</p>	<p>・「銀行よろず相談所」との意見交換実施(8月、9月)。</p> <p>・行内LANによる苦情事例紹介9件。</p> <p>・地域金融円滑化会議第1回(6月)、2回(8月)に参加。会議内容について、行内の苦情対応協議会に報告し周知した。</p>	
6. 進捗状況の公表					
	<p>1. 「中小企業金融の再生に向けた取組み」の進捗状況について、半期毎にディスクロージャー誌、ホームページ等を通して公表。</p>	<p>1. 15年上期の進捗状況から公表開始。</p>	<p>1. 半期毎に公表実施。</p>	<p>・上期中の進捗状況について、ホームページ上で公表するための準備実施。</p> <p>・中間決算発表(11月)に合せて公表予定。</p>	
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1. 資産査定、信用リスク管理の強化					
(1) 適切な自己査定及び償却・引当	<p>1. 基準や規定の見直し、運用の徹底を図り、適切な自己査定及び正確な償却・引当を行う態勢の確立を図る。</p> <p>2. 具体的な見直し等は、「信用リスク管</p>	<p>1. 債務者区分における債務償還年数の基準制定。</p> <p>2. 重点と信管理先制度の対象先に対する管理基準制定。</p>	<p>1. 新不動産担保評価システム稼働</p>	<p>・債務者区分における債務償還年数基準策定のための格付システムにおけるスコアリング算定ルールの改定作業終了。</p> <p>・「重点と信管理先制度」の具体的管理基準制定(9月)。</p>	

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 (15年4～9月)	備考(計画の詳細)
		15年度	16年度		
	理態勢に関する改善・対応スケジュール表」に従い実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 3. 臨店指導、監査等の実施。 4. 自己査定作業における担保評価の検証・監査態勢の確立 5. 予想損失率の妥当性に係る検証開始。 6. 予想損失率算定の改定。 7. 大口要管理先のDCF法による引当。 8. 新不動産担保評価システム開発着手。 		<ul style="list-style-type: none"> ・審査役による営業店臨店指導実施(6～7月)。 ・不動産担保評価の検証に関して、検証シートを制定し体制確立の上、運用を開始(7月)。 ・15年3月期の償却・引当データにより、予想損失率の妥当性の検証を実施。検証結果については、リスク管理委員会に報告(6月)。 ・15年3月期より前回金融庁検査結果を期首債権に反映し予想損失率を算定。 ・15年3月期より要管理先で総与信100億円以上の大口先・大口グループ先についてDCF法による引当金計上を開始。 ・不動産担保評価の新システムについて、開発着手。 	
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	<ul style="list-style-type: none"> 1. 担保評価に係る検証・監査態勢 <ul style="list-style-type: none"> (1)不動産担保評価システムの見直し。 (2)自己査定作業における担保評価の検証態勢の整備。 2. 処分実績データの充実 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 不動産担保評価システムの見直しの実施。 2. 「不動産担保評価検証シート」による検証・監査の開始。 3. 「不動産売却事例報告」の制定、データ収集開始。 4. 新不動産担保評価システムの開発開始。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 新不動産担保評価システムの稼働開始。 2. 「不動産売却事例報告」の集計、分析、検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産担保評価の新システムについて、カスタマイズ等の開発詳細について協議開始。 ・「不動産担保評価検証シート」を制定し、運用を開始(7月)。 ・「不動産売却事例報告」を制定し、データ収集を開始(9月)。 	
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と統合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 1. 信用リスクデータの蓄積 地銀協共同データベースのレベルアップについて、平成15年4月より(株)金融工学研究所とみずほ第一フィナンシャルテクノロジー(株)がコンサルティングを開始しており、当行もデータ提供等により協力中。 最終的には、新BIS規制の内部格付手法のデータベースとして認められる段階までの精度向上を目指す。 2. 内部格付制度の構築 平成15年1月の金融庁検査における「検査結果の通知事項に対する改善 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 信用格付に関するデータ収集。 2. 貸出指標金利の遵守。 3. 地銀協における信用リスク共同データベースのコンサルティングにデータ作成、提供。 4. 信用格付制度の見直しの要否について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 地銀協における信用リスク共同データベースのコンサルティング完了予定。当行の信用格付との紐付を行ない、地銀協ベースでの信用リスク量算出に変更。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年下期分より信用格付制度の見直しに必要なデータ(自己査定における格付変更データ、強制格付データ)の収集開始。 ・「貸出指標金利」の遵守状況について、審査部における案件審査、審査役・指導役の臨店指導などを通じた営業店への指導を実施、金利適正化推進中。 ・地銀協共同データベースのコンサルティングへの当行データ作成提供終了(7月)。コンサルティングの進捗について中間報告受領(8月) 	

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況 (15年4～9月)	備考(計画の詳細)
		15年度	16年度		
	<p>状況等の報告」に基づき、信用格付に関する各種データを蓄積・分析の上、信用格付制度の見直しの要否につき検討を行ない、必要が認められた場合は改定を行なう。</p> <p>3. 金利設定のための内部基準整備 案件審査や臨店指導等を通じた「貸出指標金利」の遵守を図る。地銀協共同データの整備が進み、格付別のデフォルト率改定の際は、それに合わせて指標金利を都度改定する。</p>				
4. 地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	<p>1. 「信用供与の状況」 貸出業務全般の状況、 中小企業向け貸出業務の状況、 個人向け貸出業務の状況に区分し、それぞれの残高・比率・件数・商品内容・取組み状況等について開示する。</p> <p>2. 「利便性提供の状況」 顧客接点の状況、 預金業務等の状況、 その他に区分し、預金・預り資産残高、店舗チャットの状況、決済・資産形成サービス等の利用状況、相談業務の充実度等について開示する。</p> <p>3. 「地域経済活性化への取組み状況」 地元企業に対する経営サポートの状況、 企業育成への取組み、 地方公共団体の事業との関係等に区分し地元企業の経営相談・再生・育成等への取組み状況を開示する。</p> <p>4. 「地域への各種支援活動」 ボランティア活動等の状況について、文化支援活動・スポーツ支援活動・教育支援活動・福祉支援活動・環境問題への取組み等を開示する。</p>	<p>1. 顧客団体等への説明会等実施、地域IRの開催。</p> <p>2. 諸サービスについて、中間期より開示項目・内容見直し開示上の工夫を図る。</p> <p>3. 当面は分かり易さを勘案し従来のサービス誌と別冊の形式での「地域貢献に関する情報開示」とする。</p>	<p>1. 地域貢献に関する情報開示内容について、開示項目の進捗状況、開示方法等について、随時見直し実施。</p>	<p>・ 県内3地区においてIRを実施、RB機能強化についても説明(7月、8月)。</p> <p>・ 情報開示の項目、方法等について検討実施。</p>	

中小企業金融の再生に向けた取組み

2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための態勢整備強化並びに実績公表

具体的な取組み		1. 取組みにあたっての役割分担の明確化 2. 営業店と本部の連携強化 3. 経営陣への報告態勢の強化と対応方針の明確化 4. 人材育成 (詳細は下記「備考欄」にて)
スケジュール	15年度	・対象先の見直し(毎期) ・CFSグループ担当先の進捗状況の営業店への還元(毎月) ・CFSグループ担当先について常務会宛て報告(毎月) ・元気復活作戦対象先について常務会宛て報告(半期毎) ・企業財務支援トレーニーの実施(原則毎月1~2名程度) ・企業財務支援ケーススタディ研修の実施(半期に1回程度) ・債務者区分ランクアップ実績の公表(半期毎)
	16年度	15年度と同様
備考(計画の詳細)		1. 取組みにあたっての役割分担の明確化 CFSグループと元気復活作戦の役割分担を明確化し、それぞれの対象先については半期ごとに見直しを行なう。 2. 営業店と本部の連携強化 (1) CFSグループの担当先に関する進捗状況については、毎月最低1回、営業店へフィードバックを行なう。 (2) CFSグループの日常活動に営業店担当者を同させ、当事者意識の高揚と活動の裾野の拡大を図る。 3. 経営陣への報告態勢の強化と対応方針の明確化 (1) CFSグループの活動状況と対象先の改善進捗状況については、毎月常務会宛て報告する。 (2) 元気復活作戦の進捗状況を半期毎に常務会へ報告する。 (3) 報告においては、個社別の対応方針(プリパッケージ型事業再生、私的整理、DES、DIPファイナンス、RCC信託機能、産業再生機構等の利用の可否を含む)を明確にする。 4. 人材育成について (1) 営業店の融資担当上級行員・役席者を対象に、1~2週間程度の期間、CFSグループの日常活動に同行させ実地研修を行なう「企業財務支援トレーニー」を実施する(毎月1~2名程度) (2) 営業店担当行員、役席者を対象に「企業財務支援ケーススタディ研修」を半期に1回実施する。 (3) CFSグループによる対象先との直接面談、交渉においては営業店担当者を同行させ、OJTの推進、情報共有を図る。

進捗状況(15年4月~9月)	
(1)経営改善支援に関する態勢整備の状況(経営改善支援の担当部署を含む)	<ol style="list-style-type: none"> 1.平成15年上期のCFSグループ担当先、元気復活作戦の対象先について4月に見直しを行ない、それぞれ31先、177先とした。 2.CFSグループ担当先の進捗状況については、4月より毎月営業店宛て還元を行なっている。 3.CFSグループの活動状況、担当先の現況については4月より毎月常務会宛て報告を行なっている。 4.4月に平成14年度の元気復活作戦の総括について常務会宛て報告を行なった。さらに7月にはCFSグループを1名増員し、当作戦の管理専担者として営業店の活動の管理・フォローを行なうこととした。 5.企業財務支援トレーナーについては、6月・7月に1名ずつ実施。 6.企業財務支援ケーススタディ研修を6月16日・17日に融資担当者・役席者26名を対象に実施した。 7.地元企業の再生支援の一環として、支援対象企業への人材派遣も行なっており、9月末現在で5社(グループ)に対し7名の行員を派遣している。
(2)経営改善支援の取組み状況(注)	別添資料

(宮崎銀行)

(注)下記の項目を含む

経営改善支援について、どのような取組み方針を策定しているか。

- ・同方針に従い、具体的にどのような活動を行なったか。
- ・こうした取組みにより支援先にどのような改善がみられたか。
- ・こうした取組みを進め成果をあげていくための課題は何か(借手の中小企業サイドの課題を含む)

【経営改善支援について、どのような取組み方針を策定しているか】

当行における地元企業への再生取組みについては、現在以下に掲げる3つのカテゴリーに大別される形態をとっており、今後実効性を高めるためにそれぞれの役割分担を明確化した上で取組んでいく方針である。

- 1．取引先企業への人材派遣（長期常駐・出向）
- 2．企業財務支援グループ（CFSグループ）の支援活動
- 3．元気復活大作戦の推進

【同方針に従い、具体的にどのような活動を行なったか】

1．取引先企業への人材派遣（長期常駐・出向）

取引先のうち、先方より支援要請があった先及び当行が支援の必要性を認識した先に対し行員を一定期間当該企業へ派遣（形式的には常駐、出向）し、経営改善の支援を行なう態勢。平成15年10月現在、5社に対し7名の派遣を行なっている。

2．企業財務支援グループ（CFSグループ）の支援活動

平成13年10月、審査部内に企業再生支援の専担チームとして「企業財務支援グループ」を設置した。現在、中小企業診断士等の資格を有する行員を中心として6名のメンバーで構成され、うち4名が支援対象先32先（平成15年10月現在）に対しメンバーが直接関与することにより再生支援活動を行なっている。

3．元気復活大作戦の推進

企業再生支援活動の裾野を広げ、営業店みずから自店取引先の再生支援を行なう活動として、平成14年5月に「元気復活作戦」を開始した。さらに平成15年10月、本活動の実効性を高める目的で営業店における支援担当者を明確化するとともに、営業店の活動への支援、フォローアップを強化するため、企業財務支援グループのメンバー6名のうち2名を本活動の専担者として配置し、「元気復活大作戦」として再スタートした。

【再生支援態勢一覧表（平成15年10月現在）】

	企業再生を目的とした人材派遣	元気復活大作戦	CFSグループの直接関与活動
人員	7名	CFSグループ2名 営業店支援担当者71名	CFSグループ4名
対象先	5社	250先 （CFS直接関与先以外で要改善先）	32先 （当行貸出金3億円超・当行メイン、要注意及び破綻懸念先）
役割分担	支援対象先への常駐により経営改善計画の遂行管理・サポートを行なう。	営業店における支援活動の裾野を広げるため、営業店の担当者が対象先に直接関与し、CFSグループの専担者がサポート・管理を行ない、早期ランクアップを目指して集中支援を行なう。	有事の際に地域への影響、当行経営への影響とともに大きい先に対し、中期的にランクアップ、ランクダウン防止を図る。
リレーションシップバンキング・・・地域経済再生、活性化のサポート			

【こうした取組みにより支援先にどのような改善がみられたか】

- 1．支援先経営陣の意識改革
金融サイドとの問題の共有化、危機状況の認識を持たせることに成功。
- 2．資金繰りの安定
既往借入金を他行の協調を得ながら抜本的に組替えて資金繰りの安定を図った。
- 3．遊休不動産の活用
収益物件へ転化させることでキャッシュフローのアップを図った。

【こうした取組みを進め、成果をあげていくための課題は何か】

行内において本部スタッフに頼る活動だけではその成果に限界があり、企業再生の裾野を広げるべく営業店レベルでの意識高揚が必要である。

以 上

経営改善支援の取組み実績(地域銀行用)

銀行名 宮崎銀行

(単位：先数)

	期初債務者数	うち 経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者区分が		
			のうちの期末に債務者区分が上昇した先数	のうちの期末に債務者区分が変化しなかった先	
正常先	11,091	0		0	
要注意先	うちその他要注意先	2,111	117	4	88
	うち要管理先	348	59	2	48
破綻懸念先	388	35	0	30	
実質破綻先	188	0	0	0	
破綻先	106	0	0	0	
合計	14,232	211	6	166	

- 注) ・9月期末には、上期の実績を、3月期末については、下期の実績及び当該年度の実績を公表する。
- ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
 - ・には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は には含めるものの には含めない。
 - ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は には含める。
 - ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。
 - ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 - ・には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 - ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。